

「未来世代の豊かさと幸せに関する条例」制定に関する陳情

〔願意〕

以下の条例の制定と機関の設置をお願いします。

- (1) 「未来世代の豊かさと幸せに関する条例」(略「未来世代条例」)すなわち、「船橋市におけるすべての公的機関での意思決定において現世代と未来世代の利益が十分同等に考慮されているかを検討する義務がある。」という条例および
- (2) 上記の「未来世代条例」により公的機関の意思決定や政策が未来世代の利益を考慮したものかをチェックする市民も参加する第3者機関の設置。

〔理由〕

地球規模の温暖化がとどまることなく進む中、産業革命以降の気温上昇が生態系の重要な閾値といわれている1.5℃に達するのも間近となっている。この状況の中、公的機関による決定が今日ほど重要な時代はない。一つの決定がすでに平衡と安定を失っている生態系と人間社会に与える影響は計り知れず、未来にはさらに致命的な影響をあたえかねない。しかるに多くの公的決定が短期的利益を目標としているかぎり未来はない。数十年から数世紀の長期的利益を考えなければ未来世代に計り知れない不利益を及ぼし、人類の存亡自体も危ぶまれる。

それでこの条例の下ではすべての公的機関の決定が主に以下の観点から未来

世代の利益と幸せを十分保障しているかをその決定と同時に検討する義務がある
と考える。条例は以下の項目を規定する。

- 1) 持続可能性（温暖化、地球の限界等による環境及び経済の持続性）
- 2) 格差と貧困の撲滅と富の分配の公平性
- 3) 生態系の維持回復と多様性
- 4) 食料と健康
- 5) 雇用
- 6) 世界への責任
- 7) 協力的コミュニティの建設と維持
- 8) 教育を受ける公平性
- 9) その他

また、この条例の下ですべての公的決定事項が十分に条例の趣旨を満足する
ものであるかどうか、未来世代の利益と幸せを保証しているかどうかを審査す
る第3者機関の設置を義務づける。この機関には市民もメンバーとして組み入
れられる。この第3者機関は独立し、上記の審査とともに公的機関へ是正を要
求し、アドバイスもできる。またこの機関は定期的に報告書を作成し市民に公
表しなければならない。

概略以上のようなものである。その趣旨は現システムでは自己の生存権にたい
して発言権を持たない未来世代のために、この条例がそれを代弁し未来世代
が不利益を被らないよう守り、持続可能な社会を目指すことにある。